

多古町 伐採造林届 添付書類チェックリスト (おもて)

No.	添付書類	内 容 (証明書等はその写しで可)	提出
1	伐採する森林の位置及び区域を示した図	・位置図…伐採の対象となる森林の位置を確認できる図面 ・区域図…公図の写し等(隣接地との境界線が分かる図面)に伐採区域の外縁を明示したもの	☐ ☐
2	届出者を証明する書類 ※伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、それぞれが証明する書類を添付する必要があります。	☐ 【法人の場合】(次の書類の <u>いずれか</u>) ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人番号を記した書類 ☐ 法人の名称及び所在が分かる書類 ☐ 【法人でない団体の場合】(次の書類の <u>全て</u>) ☐ 代表者の氏名を記載した書類 ☐ 規約等団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(規約等を定めていない場合は、代表者が個人として届出を行ったものとします。) ☐ 【個人の場合】(次の書類の <u>いずれか</u>) ☐ 住民票 ☐ 個人番号カード(表面のみ) ☐ 運転免許証 ☐ 保険証	伐採者 ☐ 造林者 ☐
3	該当する場合のみ 他の法令の許認可等を証明する書類 □非該当	・伐採の対象となる森林の伐採が、他の行政庁の許認可等の処分を必要とする場合には、当該処分の申請状況を記載した書類(手引き※6 ページ参照) ・既に処分があった場合は、その証明書又は許認可の写し	☐
4	土地権限関係書類 (右の書類の <u>いずれか</u>)	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 土地の売買契約書 ☐ 遺産分割協議書 ☐ 贈与契約書 ☐ 固定資産税納税通知書 ☐ 土地の賃貸借契約書 ☐ その他 ()	☐
5	届出者が土地所有者でない場合のみ 伐採権限関係書類 (右の書類の <u>いずれか</u>) □非該当	☐ 立木の登記事項証明書 ☐ 立木売買契約書 ☐ 遺産分割協議書 ☐ 贈与契約書 ☐ 伐採に係る同意書 ☐ 伐採に係る受託契約書 ☐ その他 ()	☐
6	隣接森林との境界関係書類 (右の書類の <u>いずれか</u>) □省略(裏面の該当チェック)	☐ 境界確認に立ち会ったものの氏名や確認日時等の確認の状況を記載した書類(手引き※30 ページの記載例参照) ☐ 境界確認書 ☐ 隣接土地所有者が境界確認に立ち会った際の写真 ☐ 隣接する森林の境界に係る既存の資料の確認等の取組状況を説明した書類	☐
7	伐採跡地を森林以外の用途に使用する場合のみ □非該当	・求積図(縮尺は1/3000以上。面積は実測によるものとし、必要に応じて地番ごとに算出すること) ・計画平面図	☐ ☐

※伐採造林届出書作成の手引き(令和6年1月版)

≪裏面には、境界確認を証明する書類の省略が認められる場合のチェック項目があります≫

多古町 伐採造林届 添付書類チェックリスト（うら）

次のいずれかに該当することが確認できる場合は、隣接森林所有者との境界確認を行ったことを証明する書類の添付の省略が認められます。添付を省略する場合は、以下の該当欄にチェックをし、必要に応じてそれが確認できる書類を添付してください。

ただし、届出者が過去３年間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合は添付の省略は認められません。

No.	添付の省略が可能な場合	具体的例	該当
1	隣接する土地との境界に接していないことが明らかな場合	・路網の敷設や施設保守のため線状又は単木的な伐採を行う。	☐
		・隣接地から距離を置いて伐採を行う。	☐
2	地形、建物その他の土地の範囲を明示する適切なものにより届出の対象となる森林の土地と隣接する森林の土地の境界が明らかな場合	・谷や尾根等の地形や道路や柵などの地物により境界が判断できる。 ※区域図に明示または現地写真を添付してください。	☐
		・地籍調査済みで境界杭が存在する。 ※区域図に明示または現地写真を添付してください。	☐
		・立木の標示や林相により境界が明確になっている。 ※区域図に明示または現地写真を添付してください。	☐
3	届出の対象となる土地に隣接する土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合	・伐採の対象となる森林の伐採が、他の行政庁の許認可等の処分を必要とする場合には、当該処分の申請状況を記載した書類(国定公園内の立木を伐採する場合等) ・(既に処分があった場合はその証明書又は許認可の写し)	☐
		・誓約書等の提出により伐採開始までに境界確認を行うことを明らかにする。(手引き*29 ページの記載例参照)	☐